



についての記載が見直されます。

新しい区分の振り分けは、介護認定審査会で行われます。心身の状態が安定しておらず、改善の可能性が低い場合は、「要介護1」に、改善の可能性が高い場合は、「要支援2」に分けられます。

Q 新しい要介護認定はいつからですか？

A 平成18年4月1日から実施します。ただし、介護認定の更新申請の場合、平成18年3月31日で有効期間が満了となる人から新しい要介護認定を実施します。

Q 介護予防サービスは、どんな内容ですか？

A これまでは、軽度者に対して家事代行的な訪問介護など「できないこと」を補うサービスが中心でした。新しい制度では、本人の「できること」を引き出すための計画に転換を図ります。本人の意欲や能力を引き出し、目標に合わせたサービスを提供します。

Q これまで要介護1だった人が要支援2になった場合、ホームヘルプサービスなどの、介護サービスは利用できますか？

A 基本的には、従来と同じようなサービスを利用できますが、利用者の生活機能が低下しないような計画へ変更することがあります。

予防重視のため、名称も「介護サービス」から「介護予防サービス」に変わります。

保険料はどうか？ 膨らむ給付費

Q 介護保険料の見直しは、どうなりますか？

A 介護保険法に基づき、市町村では保険料をいくらにするかなどを盛り込んだ介護保険事業計画を3年ごとに策定することになっています。したがって、住んでいる市町村によって保険料が違います。

安曇野市の場合、3月までは旧町村の保険料率で納めていたのですが、今回の事業計画の見直しの中で、保険料の一本化を行うことになりました。

最終的な保険料の改定額は確定していませんが、介護保険制度は保険料と税金で成り立っているため、高齢化が進み、かかる費用が増えていく分、保険料が引き上げられることが予想されます。

市議会3月定例会で改定額が決まり次第、お知らせします。

Q その他に変更点がありますか？

A 40歳から64歳で「特定疾病」が原因となって介護が必要であると認定された人は、家族の介護負担を減らすために、介護保険を利用できます。この「特定疾病」に、新たに「がん末期」が加わります。

■問い合わせ

穂高健康支援センター内高齢者介護課（介護保険に関すること）：TEL 81-1636、地域支援事業に関すること：TEL 81-0731

例えば、こうなります ~介護予防サービスの具体像~

(注) 一例として掲載しましたが、実際には地域包括支援センターやケアマネジャーなどと相談しながら、個人に合わせた計画を立て、受けられるサービスを決めていくことになります。

特定高齢者の例 転倒の危険性のある人

保健センターなどで行う「転倒予防教室」に参加できます。教室の開始・終了時には、全員で「運動機能チェック」を行うので成果を自分でも評価できます。教室を卒業後は、知り合った仲間と、地区の公民館などでもできるだけ運動を続けていきます。

① まずは、週2回ほどヘルパーに来てもらい、一緒に買い物をしたり、料理を覚えてもらいます。

② 1カ月ほど経ち、外出できるようになったので、ヘルパーを週1回にし、代わりにデイサービスを利用し、栄養改善の指導を受けます。

③ さらにデイサービスで、運動器の機能向上のためのメニューを追加。ヘルパーはやめてみます。

要支援1の例 低栄養状態で閉じこもりがちな人

① 体力を使う掃除や料理は自信がなく不安なので、週3回ほどヘルパーに来てもらいます。加えて、薬の管理や血圧測定のため週1回は訪問看護師に来てもらいます。

② 週2回デイサービスで、楽しみながら体力を維持することにします。ヘルパーは週2回にしてみます。

③ デイサービスを週3回にし、栄養指導や口腔の指導も受けます。自信がついてきたのでヘルパーはやめてみます。

要支援2の例 筋力の低下がみられ閉じこもりがちな人

介護予防の拠点 地域包括支援センター

Q 介護保険の対象とならない人への予防はどうなっていますか？

A 介護予防という観点では、早い段階からの継続した対策がとて大切になってきます。そこで、転倒や低栄養、閉じこもり、うつ、認知症の早期発見・予防のために、65歳以上の方には「基本健康診査」のなかで「健康のおたずね」調査を実施します。

具体的には①運動器の機能向上（機能訓練など）、②栄養改善（管理栄養士などの相談・配食サービスなど）、③口腔器の機能向上（歯科衛生士による相談・支援）、④閉じこもり・うつ・認知症の予防・支援などのサービスを実施します。また、介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、新しく「地域包括支援センター」が設置されます。

Q 地域包括支援センターとは、どんなところですか？

A 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、介護予防や、地域の高齢者への総合的な支援を行ないます。安曇野市では4月1日に設置します。場所については、決まり次第お知らせします。

新しい介護予防体制の流れ

